⑶　説明会の開催日時及び場所　平成22年６月１日（火）午前10時00分　首都高速道路株式会社　神奈川建設局　第２、第３会議室（出席を希望する者は出席予定者を平成22年５月31日（月）午後３時00分までに上記⑴の担当部局に連絡すること。また、説明会当日前にあらかじめ上記⑵の交付を受けている者は、それを持参すること。）

⑷　参加表明書の提出期限、場所及び方法　平成22年６月３日（木）午後３時00分まで。上記⑴に同じ。持参または郵送（書留郵便に限る。）すること。

⑸　上記⑷において提出した資料を審査し、業務提案書及び見積書の提出要請（以下「業務提案書等提出要請」という。）を平成22年６月16日（水）に書面で通知する。業務提案書等提出要請を受けた者のみ業務提案書を提出できるものとする。

⑹　業務提案書及び見積書の提出期限、場所及び方法　平成22年７月９日（金）午後３時00分まで。上記⑴に同じ。持参または郵送（書留郵便に限る。）すること。

⑺　見積開封の日時及び場所　上記⑸の書面にて通知する。

５　その他

⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約保証金　免除

⑶　契約書の作成要否　要

⑷　支払方法　完納払い

⑸　関連情報を入手する照会窓口は上記４⑴に同じ。

⑹　業務提案書のプレゼンテーションを行う。

⑺　詳細は業務提案書作成要領による。

６　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 73

⑵　Subject matter of the contract : Publicity for Yokohama Circular Nothern Route (Stage 2)

⑶　Time-limit to express interests : 3 : 00 pm June 3, 2010

⑷　Time-limit for the submission of proposal : 3 : 00 pm July 9　2010

⑸　The language used for application and inquiry shall be Japanese

⑹　Contact point for the notice : Saiko Suzuki, General Affairs and Finance Group, Kanagawa Construction Bureau, metropolitan Expressway Company Limited 1―2―4 Shinkoyasu, Kanagawa-ku, Yokohama-shi, Kanagawa. 221―0013, TEL : 045―439―0706

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

357号東京港トンネル工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成22年５月19日

関東地方整備局長　菊川　　滋

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

１　工事名　357号東京港トンネル工事（電子入札対象案件）

２　工事場所　自）東京都品川区東八潮
至）東京都品川区八潮２丁目

３　工事内容　工事延長　Ｌ＝約1,880m

設計概要

実施設計　延長　Ｌ＝約1,880m

・トンネル本体　１式

・附帯設備　１式

・仮設　１式

施工概要　延長　Ｌ＝約1,880m

・トンネル本体工　１式

・仮設工　１式

工期　契約の翌日から平成26年３月31日まで

４　申請の時期

平成22年５月19日から平成22年６月18日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）。

なお、平成22年６月21日以降当該工事に係る開札の時まで（日曜日、土曜日、及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

５　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成22年５月19日から〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２―１さいたま新都心合同庁舎２号館17階　関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話048―601―3151㈹内線2525において特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して電子入札システムにより提出すること。また、入札説明書に示すところによる一定の理由がある場合は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は⑴に示す申請書の交付場所に持参すること。

①　特定建設工事共同企業体協定書㈱（６⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。

②　６⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成22年５月19日付け支出負担行為担当官関東地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２を使用すること。）。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

６　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成22年３月31日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成22年３月31日付け公示６の（建設工事）⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２社または３社の組合せとする。

①　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚発第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑤　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑥　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、平成22年６月18日において次の要件を満たすものとする。

①　平成８年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）